

# IT導入補助金2021

令和3年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業



デジタルプロセスは経済産業省の『IT導入支援事業者』に認定されています。

## 三次公募受付中！

## 2021年9月30日(木) 17:00まで！

最大  
**150**  
万円の還付！



### ■IT導入補助金とは？

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者が生産性向上を目的としてITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する費用の一部を経産省・IT導入補助金事務局が補助する制度です。

弊社は2019年よりIT導入支援事業者としてお客様に本制度申請のサポートをしてまいりました。本年も申請のご支援をしてまいります。

### ■補助対象者の事業規模

中小企業・小規模事業者等 ※1

資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社、または常時使用する従業員の数が300名以下の会社及び個人事業主

※1 中小企業および小規模事業者等の詳細はIT導入補助金 2021 公式サイトをご確認ください。

### ■対象ソフトウェア

## iCAD SX、NX、VPS、GP4、KSWAD、VridgeR、DataClasys

※弊社ITツール登録実績に基づく。その他製品につきましてもぜひお問い合わせ下さい。

### ■補助上限額・下限額

弊社取り扱い製品はA類型です。

対象類型

全製品  
**A類型**

補助率

1/2

補助率上限額・下限額

上限 150万円未満  
下限 30万円以上

## ■スケジュール

- 3次締切分  
締切日 9月30日(木) 17:00  
交付決定日 10月29日(金) (予定)
- 4次締切分  
締切日 11月中(予定)  
交付決定日 12月中(予定)

### ご注意！

情報は日々更新されますので必ず  
IT導入補助金 2021 公式サイト (<https://www.it-hojo.jp/>)  
にて最終確認をして下さい。

## ■交付申請に必要な添付資料

### (1) 法人の場合

- ・実在証明書・・・履歴事項全部証明書(発行から3ヶ月以内のもの)
- ・事業継続確認書類・・・税務署の窓口で発行された直近分の法人税の納税証明書(「その1」もしくは「その2」)

### (2) 個人事業主の場合

- ・本人確認書類・・・(有効期限内の)運転免許証もしくは運転経歴証明書もしくは住民票(発行から3カ月以内のもの)
- ・事業継続確認書類1・・・税務署の窓口で発行された直近分の法人税の納税証明書(「その1」もしくは「その2」)
- ・事業継続確認書類2・・・税務署が受領した直近分の確定申告書Bの控え

- ※ 履歴事項全部証明書及び本人確認書類は、交付申請書類提出時点で発行から3カ月内のものとする。
- ※ 納税証明書は、納税した領収書ではなく納税証明書「その1」もしくは「その2」とする。必要となる添付資料は「税務署が発行」しており、税目が「法人税(個人事業主の場合は所得税)」の直近に納税されているものであることを確認した上で提出すること。
- ※ 確定申告書は、申請者名で作成され税務署が受領したことがわかるもののみを対象とする。  
例：税務署の受領印のあるもの、税務署の受信通知があるもの。  
なお、税理士(税理士法人を含む)の印のみが押印された書類は適切な添付資料として取り扱わない。

## ■補助金申請の流れ

補助金申請前に必ず実施



<製品サービスに関するお問い合わせ>

E-mail [it-hojo@dipro.co.jp](mailto:it-hojo@dipro.co.jp)

厚木本社 046-225-3924

名古屋オフィス 052-239-1606

大阪オフィス 06-6393-1112



弊社はシーメンスデジタルインダストリーズソフトウェアのソリューション・パートナーです。  
本資料の画像データには、シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェアより提供されたデータも含まれています。  
Siemens, Siemens のロゴは、Siemens AG の登録商標です。  
NX, Solid Edge, Teamcenter, Parasolid, JTおよび Tecnomatix は、Siemens Product Lifecycle Management Software Inc. またはその子会社の米国およびその他の国における商標または登録商標です。  
SimcenterはSiemens Industry Software NVまたはその子会社の商標です。  
その他の商標、登録商標またはサービスマークはそれぞれ各所有者に帰属します。